

### 議案の審議結果【平成24年10月臨時会・12月定例会】

#### 賛否の分かれた議案

(○…賛成、×…反対、欠…欠席)

議案名	賛成	反対	議決結果	議決日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
					松岡 光子	田中 久子	宮宅 良	山本 雅之	神吉 史久	奥田 俊則	大辻 裕彦	岡田千賀子	藤原 秀策	藤田 博	河野 照代	福原 隆泰	木村 晴恵	宮尾 尚子
町長提出 予算 平成24年度一般会計補正予算(第4号)	7	5	可決	10/22	○	○	○	欠	×	×	×	○	○	-	×	×	○	○
町長提出 予算 平成24年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12	1	可決	12/4	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○
請願 中小業者の家族従業員の自家労賃を、必要経費として認めることを求める意見書に関する請願	2	11	不採択	12/12	○	○	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×

※ 播磨町議会の現議員数は14人です。採決は、全議員の過半数(7人)以上の出席を要し、議長を除く出席議員の過半数の賛成をもって可決されます。ただし、法律に別の定めがある特別多数議決の場合は、この過半数議決は適用されません。

※ 議長は採決に加わりませんので、「-」で表示しています(議長=議席10番 藤田博。議長不在などの場合には副議長が議長を務めます)。ただし、賛成と反対が同数の場合には、議長が決します。

#### 全員賛成した議案

議案名	議決日
町長提出 条例 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定により条例に委任された基準等を定める条例制定 ▶義務付け及び枠付けの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定	12/12
町長提出 予算 専決処分の承認(平成24年度一般会計補正予算(第5号)) ▶平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) ▶平成24年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	12/4
町長提出 その他 平成24年度一般会計補正予算(第6号)	12/12
町長提出 人権擁護委員候補者の推薦	12/4
委員会提出 条例・規則 播磨町議会委員会条例の一部改正 ▶播磨町議政務活動費の交付に関する条例制定 ▶播磨町議会基本条例の一部改正 ▶播磨町議会会議規則の一部改正	12/4

#### 閉会中の継続審査となった議案

- 播磨町事務分掌条例の一部改正
- 播磨町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定

#### 表紙の写真を募集中

**作品募集** 季節感や親しみがあり、町内で撮影したもの

**応募方法** 縦写真(四つ切・A4サイズ程度)または画像データを議会事務局まで持参または郵送してください。

**問い合わせ** 議会事務局

## 議会を傍聴してみませんか

町議会は、まちの予算や身近な問題について話し合う大切な場です。あなたも、議会を傍聴してみませんか。

#### 3月定例会の日程

◆日時 3月5日(火)・12日(火)・22日(金)

いずれも午前10時～

◆場所 議場(本庁舎3階)

\*12日は、会派代表者による一般質問(代表質問)を予定しています。

\*当日は、インターネットで本会議の生中継を行います。過去の映像については常時放映中です。

<http://www.town.harima.lg.jp/gikai>

※定例会、特別委員会の日程・開会時間は、変更になる場合があります。

◆問い合わせ 議会事務局 ☎079-435-2387 (Eメール [gikai@town.harima.lg.jp](mailto:gikai@town.harima.lg.jp))

#### 【予算特別委員会】

3月定例会の会期中には、平成25年度当初予算関連議案を慎重に審議するため、予算特別委員会を設置し、これに付託する予定です。

日時 3月13日(水)～15日(金)、18日(月)、19日(火)、21日(予備日)

いずれも午前9時30分から

場所 議場(本庁舎3階)

#### 請願

### 中小業者の家族給料を必要経費に認めよの請願 不採択

#### 賛成討論

法律である所得税法56条を廃止して「働いた分の給料を必要経費として認めてほしい」という思いに込め、国に意見書を送付すべきです。

加古川・加古民主商工会婦人部から提出された「中小企業の家族従業員の自家労賃を、必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」は、総務建設常任委員会審査し、委員会、本会議でも不採択としました。

論点は、白色申告者についても青色申告者と同じように家族従業員の給料を必要経費に認めるかどうかで、委員からは「青色申告をすれば解決するのではないか」との意見が多数を占めました。

#### 人事案件

### 人権擁護委員決まる

人権擁護委員5人のうち、任期満了に伴う候補者1人の推薦は、引き続き加田平靖子氏(西野添)を適任として答申しました。任期は3年です。

### 専決処分 衆議院議員総選挙に伴う一般会計補正予算

衆議院議員総選挙(12月16日執行)の経費1238万2千円に係る一般会計補正予算の専決処分を承認しました。



▲「こころふれあう 町民のつどい」で、人権作文などの表彰の様子

#### 10月臨時会

### 給与などの減額分 損害賠償金支払いへ

平成24年9月26日、神戸地方裁判所姫路支部において、播磨町が損害賠償金262万3686円とその金利を支払う判決が下されました。この損害賠償金と訴訟費用を合わせて300万円の補正予算を賛成多数で可決しました。

今回の裁判は先の大阪高裁判決を受け、元職員より降格人事異動は違法として給与などの減額分526万6308円の損害賠償を請求されたものです。今回の判決では、この希望降任制度に基づく人事異動について2階級の降格は違法だが1階級の降格は適法の範囲だとして、損害請求額のうち違法な範囲の損害賠償金を播磨町が支払うべきとされました。

問 裁判所で違法であると判断され慰謝料・損害賠償金の支払いを命じられた以上、町長には道義的責任があるのでは。

答 大阪高裁以前の公平委員会などでは、町の主張が認められており、間違っていたことは行っていないと考えています。

問 国家賠償法第1条第2項に基づき、清水町長の過失について求償権を行使する考えは。

答 そのようなことを行う考えはありません。

問 国家賠償法第1条第2項に基づき、清水町長の過失について求償権を行使する考えは。

答 そのようなことを行う考えはありません。

#### 賛成討論

違法性を認める認めないではなく、判決に基づき支払うべきです。

◇判決が下されたもので支払いを免れることはできません。

#### 反対討論

◇町長が裁判所判決の違法性を認めなければ、賛成できません。

◇国家賠償法に基づき、播磨町が町長に対して損害賠償を請求すべきです。

◇責任の所在を明らかにせず、住民に対する説明責任も果たしていません。

#### 訴訟の経緯

原告である元町職員は、北小廃校後の活用方法などについてのワークショップや検討委員会で事務方の最高責任者を務めていたため、清水町長の北小廃校の見直しについて反対の意見を持っていたことから、他のグループへの異動を申し出ていました。

しかし、空席になる理事への昇進の内示を受けましたが、自身が理事に昇格することを希望せず、平成18年7月28日に希望降任制度による降任希望を出しました。それにより播磨町が同年8月1日に2階級降格の人事異動を行いました。元職員がこの人事異動は違法だと、処分取り消し請求を公平委員会に訴えたのが始まりです。

この請求は、公平委員会から神戸地方裁判所、大阪高等裁判所へと進み、その間に元職員が退職したことから、慰謝料500万円などの損害賠償請求に変更されました。

平成22年12月14日に大阪高裁で、降格人事において裁量権の乱用があり違法であるとして慰謝料100万円の支払いを命じ、給与などの減額分の損害賠償については別に求めることができるとの判決が下されました。

この判決については、最高裁への上告が同月21日に議会で提案されましたが、上告するのに十分な根拠がないなどの理由で否決し、判決が確定しました。

この判決を受けた今回の裁判では、すでに先の大阪高裁で違法との判決が下されていることから、元職員と播磨町の間で和解協議をし、平成24年5月の臨時会に和解に関する議案が提案されました。町長が裁量権の乱用があったことを認めず、また住民への説明責任を果たさないままでの和解は理解できないなどの理由で、議会は和解案を否決しました。